説明資料３

東海地震応急対策活動要領」について

－東海地震に対し迅速かつ的確な応急対策を実施するための行動規定－

地震予知・事態の推移	政府・防災関係機関の対応

社会情勢など

東海地震観測情報

・情報収集連絡体制の強化

東海地震注意情報

○防災関係職員の参集、官邸対策室の設置
○緊急参集チーム、関係閣僚協議で準備行動の必要性確認
○救助・消火部隊等や医療チームは直ちに出発できるよう準備開始（必要に応じ準備行動をさらに強化）
○国民への呼びかけ（旅行自粛等）

・児童・生徒の帰宅など安全確保
・店舗等は原則通常の活動

先遣隊 静岡県に

東海地震予知情報

内閣総理大臣による警戒宣言

○地震災害警戒本部の設置
○必要な救助・消火部隊等を強化地域周辺へ前進
○全国の災害拠点病院等で受け入れ準備

＜警戒宣言をうけた対応＞
・住民（危険区域）は避難
・新幹線等は原則運行停止
・百貨店等は原則閉店
・電気、水道等は供給継続

現地警戒本部（強化地域全域管轄） 静岡県に

地震発生

○緊急災害対策本部の設置
○被害想定に基づく救助・救急・消火・医療・物資調達等の活動
・救助部隊：約3.8万人、医療チーム：約1,500人、約190万人分の物資等が必要
・搬送拠点（傷病者、物資）、緊急輸送ルートをリストアップ
→地震発生と同時に災害応急対策活動を開始
○ライフラインの早期復旧
○二次災害防止活動を展開
○人流・物流の大動脈である東西幹線交通の早期復旧

現地活動の総合調整

現地対策本部（被災地全域管轄） 静岡県に

：東海地震応急対策活動要領に基づく政府の対応